

群馬県立妙義青少年自然の家の施設・設備の利活用
方法に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和3年7月8日

群馬県教育委員会事務局生涯学習課

目 次

1	背景と目的	1
2	施設の概要	1
3	スケジュール	3
4	サウンディングの内容	3
5	サウンディングの手続き	4
6	留意事項	6
7	別紙・参考資料	6
8	問合せ先及び提出窓口	7

1 背景と目的

群馬県では、社会情勢の変化、地方財政をめぐる現状と課題を踏まえ、県有施設について、その必要性を改めて検討し、運営形態の見直しや縮小等を含めて、県有施設のあり方見直しを積極的に進めています。そのような中で、令和3年3月 県有施設のあり方見直し最終報告において、群馬県立妙義青少年自然の家の令和3年度末における県有施設としての廃止が示されました。

今回のサウンディング型市場調査は、群馬県立妙義青少年自然の家の施設廃止後の利活用、民間事業者等による施設の運営、その他の活用方法等の可能性を検討するものです。民間事業者等の自由な発想やノウハウによって既存施設・設備を有効活用していくことができないか、本調査にて市場性を把握する等、事業者・団体等から広く意見や提案を求めることが目的です。

2 施設の概要（令和3年6月1日現在）

所在地	群馬県富岡市妙義町諸戸1, 106
構造	鉄筋コンクリート2階建
面積	敷地面積 16,807.00㎡（所有者：富岡市） 床面積 2,231.20㎡
主な機能	宿泊室：和室定員16名10室 リーダー室：定員4名2室 研修室：120名 食堂：174名 浴室：16名用2室 事務室、体育館、営火場、野外炊事場、屋外トイレ
建築年月	昭和46年7月
利用実績	平成27年度 利用者総数 15,038人 平成28年度 利用者総数 13,137人 平成29年度 利用者総数 13,035人 平成30年度 利用者総数 12,190人 令和元年度 利用者総数 10,730人
主な修繕履歴	参考資料 参照
交通アクセス	・JR信越本線「松井田駅」から車で約15分 ・上信越自動車道「松井田妙義IC」から車で約15分

<p>近隣施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 松井田病院 7.3 km (車で約15分) 富岡総合病院 16 km (車で約30分) ・スーパー (最寄り) 6.8 km (車で約14分) ・コンビニ 6.4 km (車で約12分) ・ガソリンスタンド 6.0 km (車で約10分)
<p>周辺の観光地等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妙義神社 (当所から車で8分) ・群馬県立森林公園さくらの里 (当所から車で15分) ・中之嶽神社、大国神社 (当所から車で25分) ・富岡製糸場 (当所から車で30分) ・群馬県立自然史博物館 (当所から車で20分)
<p>特記事項</p>	<p>○アスベスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・含有場所：管理棟 煙突内部の断熱材 ・現在の対応方法：年に1回、気中アスベスト濃度調査（敷地内5地点）を実施 ・平成26年「石綿障害予防規則」一部改正により、損傷や劣化などで石綿粉じん発散のおそれがある場合は、建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要とされている。 <p>○空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷房設備：なし（扇風機のみ設置） ・暖房設備：温水による循環方式の館内集中暖房（現在は、ボイラーの老朽化等のため使用していない） <p>○雨漏り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊棟廊下、食堂、体育館の各天井から雨漏りが見られる。 <p>○携帯電話の電波状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・docomo、ソフトバンクについてはおおむね良好。 <p>○wi-fiの設置：なし</p> <p>○天候（富岡市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年平均気温：約14℃ ・年間降水量：1,100mm前後

3 スケジュール

項 目	時 期
実施要領の公表	令和3年 7月 8日 (木)
現地見学会の申込受付期限	令和3年 8月 3日 (火)
現地見学会の実施	令和3年 8月10日 (火)
質問の受付期限	令和3年 8月12日 (木)
サウンディング参加申込期限	令和3年 8月20日 (金)
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和3年 8月27日 (金)
提案書の提出期限	令和3年 8月27日 (金)
サウンディングの実施	令和3年 9月 2日 (木) ～9月10日 (金)
実施結果概要の公表	令和3年10月下旬

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

群馬県立妙義青少年自然の家廃止後の物件について、実施主体として利活用する意向を有する法人若しくは法人のグループ又は個人

なお、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、本県の入札参加停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団に該当する者
- ⑤ 国税、県税、市税を滞納している者
- ⑥ その他、本調査に参加することが適当でないと県が認める者

(2) サウンディングの項目

ア 調査の方法

事前に提出いただいた「提案書（様式3）」等をもとに、個別対話により御意見をお聴かせいただきたいと思います。

個別対話の実施日時・場所については、別途調整させていただきます。

【開催時期】 令和3年 9月 2日（木）～9月10日（金）

【開催場所】 群馬県庁 会議室等（群馬県前橋市大手町1-1-1）

イ 対話したい内容

a 利活用方法

- ① 民間事業者等による利活用方法

・どのような利活用方法があるか。例えば、民間事業者による自然体験などの類似サービス提供が可能であるか。

b 売却の可能性

① 現状の姿での売却は可能か

② 購入するに当たって壁となるものは何か

c その他

5 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会の開催

サウンディングへの参加を希望する民間事業者等に向けた現地見学会を、下記のとおり開催します。

【開催日時】令和3年 8月10日(火) ※時間は各者ごとに設定

【開催場所】群馬県立妙義青少年自然の家

ア 参加申込方法

- ・様式1「現地見学会申込書」に必要事項を記入のうえ、「8 問合せ先及び提出窓口」に記載の電子メールアドレスへ送信してください。
- ・電子メールの件名は、「群馬県立妙義青少年自然の家サウンディング型市場調査現地見学会参加申込(団体名)」としてください。

【申込期間】令和3年 7月 8日(木)～ 8月 3日(火)

イ 留意事項

- ・参加については、参加団体1団体につき、最大3名までとします。
- ・多数の参加希望があった場合は、開催場所及び開催日時などの変更を行う可能性があります。
- ・説明会当日には、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・事前見学会に不参加の場合であっても、サウンディングへの参加申込(提案)は可能です。

(2) サウンディング型市場調査に関する質問

- ・実施要領等に対する質問は、電子メールにて随時受け付けます。様式2「質問書」に御記入のうえ、「8 問合せ先及び提出窓口」に記載の電子メールアドレスへ送信してください。
- ・電子メールの件名は、「群馬県立妙義青少年自然の家サウンディング型市場調査に関する質問(団体名)」としてください。
- ・主な質問への回答は、質問者名を匿名にした上で質問内容とともに群馬県ホームページにて公表します(内容によっては一部要約する場合があります)。

【質問受付期間】令和3年 7月 8日(木)～ 8月12日(木)

(3) サウンディング参加申込み

- ・サウンディングの参加を希望する場合は、様式4「エントリーシート」に必要事項を記入し、「8 問合せ先及び提出窓口」に記載の電子メールアドレスへ御提出ください。
- ・電子メールの件名は、「群馬県立妙義青少年自然の家サウンディング型市場調査参加申込（団体名）」としてください。
- ・上記「4 サウンディングの内容」（1）のなお書きに該当する場合は、参加できません。

【申込期間】令和3年 7月 8日（木）～ 8月20日（金）

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者あてに、令和3年8月27日（金）までに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(5) 提案書等の提出

- ・サウンディング事項についての意見・考え等を様式3「提案書」に記入し、「8 問合せ先及び提出窓口」に記載の電子メールアドレスへ御提出ください。
- ・その他、必要に応じて、補足資料（利活用方法の概要や利活用方法がわかるイメージ図等）も御提出ください。

【申込期間】令和3年 7月 8日（木）～ 8月27日（金）

(6) サウンディングの実施

- ・提案書の受理後、提案書を踏まえ、幅広く意見交換を行う場として、下記の期間、参加事業者との個別対話を行います。
- ・個別対話は複数回行う場合もあります。また、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。
- ・実施日時については、下記の期間の中で個別に調整させていただきます。
- ・参加については、参加団体1団体につき、最大4名までとします。

【実施期間】令和3年 9月 2日（木）～9月10日（金）

【所要時間】30分～1時間程度

【場 所】群馬県庁 会議室等（群馬県前橋市大手町1-1-1）

○その他

- ・対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言については、あくまでも対話時点での想定のものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありませんので御了承ください。
- ・サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計7部御持参ください。

(7) サウンディング結果の公表

サウンディング型市場調査の実施結果については、参加事業者の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮した上で、群馬県のホームページにて概要の公表を予定しています。

6 留意事項

(1) 問合せ先

本件に関する質問は、すべて生涯学習課までお願いします。直接、現地の施設等へのお問合せは御遠慮ください。

(2) サウンディングに関する費用

本調査の参加にかかる費用は、すべて参加者の負担となりますので御了承ください。

(3) 提出書類について

- ① 県へ提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ② 県が提示する設計図書等の資料に係る著作権は県及び資料作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本調査において公表する必要がある場合、その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ③ 提出された書類は、群馬県情報公開条例第2条第4項に定める行政文書となるため、情報公開の対象となります。

(4) 参加及び提案の扱い

- ① 本調査への参加実績は、事業実施にあたり改めて実施予定である事業者公募の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- ② 県及び提案者ともに、対話での発言はその時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ③ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(5) 追加対話への協力をお願い

必要に応じて、追加の個別ヒアリングや、別途、アンケート調査を行う場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

(6) 申込み等への確認

参加申込み等をメールでいただいた場合、1営業日以内に受信した旨、返信をいたしますので、返信がなかった場合は「8 問合せ先及び提出窓口」に記載の電話番号まで連絡をしてください。

7 別紙・参考資料

(1) 別紙

- ・ 様式1 現地見学会参加申込書
- ・ 様式2 質問書
- ・ 様式3 提案書

- ・様式4 エントリーシート

(2) 参考資料

- ・参考資料1 案内図
- ・参考資料2 各室配置図
- ・参考資料3 工事履歴

8 問合せ先及び提出窓口

群馬県教育委員会事務局 生涯学習課 青少年教育係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
(県庁23階北フロア)

TEL : 027-226-4668

FAX : 027-224-8780

E-mail : kigakushu@pref.gunma.lg.jp